第３章第３節３．武力攻撃原子力災害等への対処を次のように改める。

３．武力攻撃原子力災害等への対処

○　水・大気環境局大気環境課は、武力攻撃により原子力事業所に被害が生じた場合及び核攻撃等による災害が発生した場合には、全国10カ所の測定所で測定している大気環境中の放射線のモニタリングデータを収集・解析するとともに、災害後も継続してモニタリング等を行い、一般環境における影響の有無・程度を監視するものとする。また、必要に応じて、関係省庁及び地方公共団体に対して監視の結果得られた情報の提供を行うとともに、国民に対する公表を行うものとする。

原子力規制委員会国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく原子力規制委員会の国民の保護に関する計画（原子力規制委員会国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成28年３月29日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会国民保護計画

原子力規制委員会国民保護計画の一部を次のように変更する。

目次中「１　武力攻撃原子力災害予防」を「１　武力攻撃原子力災害への対応訓練の実施」に改める。

第１章第２節中「武力攻撃事態等」の次に「及び存立危機事態」を加え、「第25条第１項」を「第22条第１項」に、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に、「第26条第１項」を「第23条第１項」に、「第２条第４号」を「第２条第５号」に、「第２条第６号」を「第２条第７号」に、「第２条第５号」を「第２条第６号」に改める。

第２章第１節２⑴中「原子力規制委員会組織細則」を「原子力規制庁組織細則」に改める。

第２章第２節２⑴中「政府に」の前に「武力攻撃事態等において、」を加え、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第２章第２節２⑶中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第２章第２節２⑷中「武力攻撃事態等対策本部」を「武力攻撃事態等において、事態対策本部」に改める。

第２章第２節３⑴中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第３章第１節４中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第３章第１節５中「慫慂」を「慫慂（しょうよう）」に改める。

第３章第２節１中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第３章第２節２中「原子力災害対策・核物質防護課は」を「国民保護対策本部は、」に改める。

第３章第２節３中「原子力災害対策・核物質防護課」を「国民保護対策本部」に改める。

第３章第２節５中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第１節１中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第３節中「１　武力攻撃原子力災害予防」を「１　武力攻撃原子力災害への対応訓練の実施」に改める。

第４章第３節１中「⑴原子力防災訓練の実施」を削る。

第４章第３節１中「①」を「⑴」に、「緊急被ばく医療」を「武力攻撃原子力災害時の医療」に、「各要素ごと」を「要素ごと」に、「②」を「⑵」に改める。

第４章第４節１中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第４節２⑴①中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第４節２⑵③中「緊急被ばく医療派遣チーム」を「被ばく医療に係る医療チーム」に、「被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）」を「汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）及び被ばく傷病者」に改める。

第４章第４節２⑸中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第４章第４節２⑹①中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に、「避難の際」を「放射性物質の放出後の一時移転等の際」に、「スクリーニング及び除染」を「避難退域時検査及び簡易除染」に改める。

第４章第４節２⑹②中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画（防衛省・防衛装備庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成28年３月29日　　防衛大臣　中谷　　元

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

防衛省・防衛装備庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

総則第２項第１号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

同項第３号中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

同項第４号中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

同項第５号中「第２条第４号」を「第２条第５号」に、「同条第５号」を「同条第６号」に、「同条第６号」を「同条第７号」に改める。

同項第10号中「第76条第１項」の次に「（第１号に係る部分に限る。）」を加える。

同項第20号中「第25条第１項」を「第22条第１項」に改める。

第１章第１節第１項中「防衛出動」の次に「（自衛隊法第76条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定による防衛出動命令が発せられる場合に限る。以下同じ。）」を加える。

第２章第１節第１項第１号①イ及びエ中「防衛省国民保護計画」を「防衛省・防衛装備庁国民保護計画」に改める。

同節第２項第１号④中「霞ヶ関ＷＡＮ」を「政府共通ネットワーク」に改める。

同項第２号②中「防衛省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）及び防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）」を「防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）、防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）、防衛装備庁の情報公開に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第30号）及び防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第６号）」に改める。

関東地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、関東地方整備局及び同局二瀬ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年３月29日　　関東地方整備局長　石川　雄一

１　河川の名称　荒川水系荒川

２　河川管理施設の名称又は種類　二瀬ダム管理用道路

３　河川管理施設の位置　埼玉県秩父市大滝3925番11地先から埼玉県秩父市大滝3876番11地先

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　埼玉県知事　上田　清司

住所　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番１号

５　管理の内容　兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

６　管理の期間　平成28年４月１日から道路の存続する日まで